

平成 29 年度 特別研究報告書

民事裁判における判決予測
支援ツールの検討

龍谷大学 理工学部 情報メディア学科

T130488 轟 世

指導教員 三好 力 教授

内容梗概

裁判とは、社会に生起する紛争を法に基づいて解決するための手続きである。しかし、対立する私人の間での法的な問題を取り扱うところ、客観的かつ公平に判断するのに十分な資料を集めてから裁判をしなければならず、裁判は個人に生活感覚にとって長期と思える時間を要してしまう。また、弁護士を雇うとなれば、その報酬は訴訟の内容によって変化するため事前に費用の見通しをたてることができない。本研究では、一般市民への支援を目的として、裁判の事例を私人間の紛争に近い事例を取りあげ、機械学習によって判決文との相関関係を導き出すことで市民の情報収集の支援を目指す。提案手法によって抽出されたパターンと事例を比較することにより、提案手法の妥当性を考察した。

目次

第1章 緒論.....	1
第2章 研究背景.....	2
2.1 民事裁判の概要と問題点.....	2
2.2 既存研究の概要と問題点.....	4
2.3 解決のためのアプローチ.....	4
第3章 基本事項.....	5
3.1 裁判に関する事項.....	5
3.2 ナイーブベイズ分類器.....	8
第4章 提案手法.....	9
第5章 実験と考察.....	10
5.1 実験の概要.....	10
5.2 実験の方法.....	10
5.3 実験データ.....	10
5.4 実験結果 1.....	13
5.5 実験結果 2.....	13
第6章 結論.....	15
謝辞.....	16

参考文献

付録

第1章 緒論

裁判とは、社会に生起する争いごとを、裁判所が、法に基づいて解決するための手続きである。このような裁判の一つに民事裁判というものがある。民事裁判は、権利・義務をめぐるの私人間の紛争を、民法や商法などの民事法に従って解決する。しかし、対立する私人の間での法的な問題を取り扱うところ、私人はみな平等であるため、裁判所はそれぞれの言い分を等しく十分に聴き、かつ事件を客観的に公平に判断するに十分な資料を集めてから裁判をしなければならない。そのため、裁判には個人に生活感覚にとって長期と思える時間を要してしまう。また、経済的負担も大きく、弁護士を雇うとなれば、裁判に勝っても負けても、各当事者が実費を負担しなければいけなく、その報酬は訴訟の内容によって変化するため事前に見通しをたてることができない。

時間を要する問題に対して、弁護士や裁判官が行う判断を支援する目的で、判決文章のみ内容に基づいて裁判所が決定した判決結果を予測する研究がある[1]。しかし、この研究では支援目的を弁護士や裁判官を対象とし、集団と国家という規模の大きい事例を扱っているため、一般市民からは程遠い研究となってしまう。

そこで本研究では、一般市民への支援を目的として、裁判の事例を私人間の紛争に近い事例を取りあげ、機械学習によって判決文との相関関係を導き出すことで市民の情報収集の支援を目指す。提案手法によって抽出されたパターンと事例を比較することにより、提案手法の妥当性を調査する。

本論文では、まず、第2章で民事裁判の概要と既存研究[1]の概要と問題点について述べる。第3章では、提案手法の概要を述べる。第4章では、提案手法によって得られたパターンについて述べる。最後に第5章で本論文をまとめるとともに今後の課題について述べる。

第2章 研究背景

2.1 民事裁判の概要と問題点

2.1.1 民事裁判までの流れ

一般に裁判は、犯罪を処罰するための刑事裁判とそれ以外のすべて（行政機関が公の立場で行なった措置に関連した裁判を含む）を指す民事裁判に分けられる。民事裁判の判決では、当事者の主張する事実やその他のどのような事実があったかを認定し、その事実を法律などの判断基準に当てはめて、当事者の請求が認められるか、どのくらい認められるかを判断する。裁判までの流れとしては、原告側の訴状提出を始めとして、口頭弁論期日が決定されることによって訴訟が成立、その後被告からの答弁書を受け取った後、各々証拠等の準備を行ない、審理が開かれる。民事裁判の大まかな流れを図1に示す[2]。

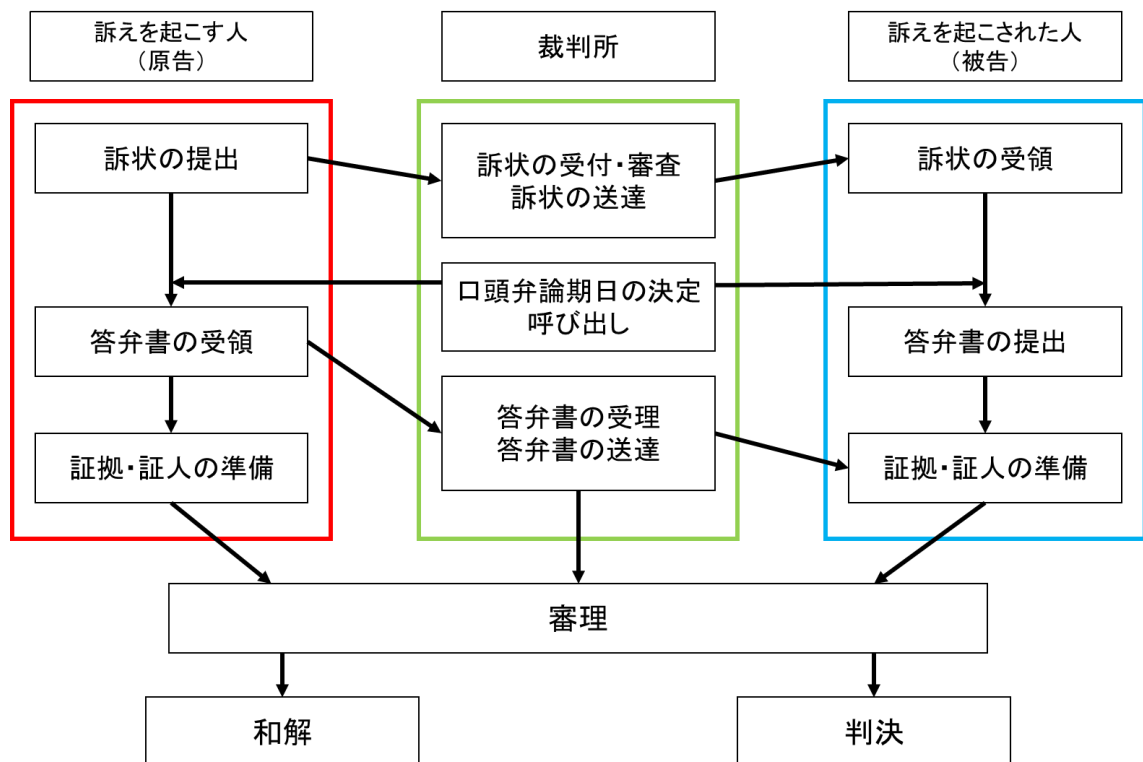


図1 民事裁判の大まかな流れ

2.1.2 市民視点からの民事裁判の問題点

裁判までの流れは 2.1.1 項に述べたとおりであるが、裁判は双方の主張を聞くことが本質であり、正確性や厳密性に重点が置かれた手続も伴ってくるため解決までに一定の時間を要する。民事第一審訴訟事件の審理期間の状況[3]を表 2.1 に示す。

表 2.1 審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
事件数		148,016	99,500
審理期間	平均審理期間(月)	8.6	8.8
審理期間別 事件数	6月以内	84,526 57.1%	55,177 55.5%
	6月超1年以内	29,845 20.2%	19,296 19.4%
	1年超2年以内	24,903 16.8%	18,587 18.7%
	2年超3年以内	6,259 4.2%	4,661 4.7%
	3年超5年以内	2,130 1.4%	1,564 1.6%
	5年を超える	353 0.2%	215 0.2%

表 1 はあくまで第一審に要した期間であるため、争いが複雑になった事件では更なる時間が要するものと見込まれる。また、時間をかければ必ず裁判に勝訴できるわけではなく、敗訴した側が裁判費用を支払う法律が制定されており、弁護士を雇えばそちらにも費用が発生するため、どのくらいの費用がかかるのか事前に把握しづらい点も考えられる。

2.1.3 市民視点からの裁判に至るまでの問題点

多くの人にとって裁判は非日常の事柄であり、裁判を起こす手順、費用、掛かる時間の目処などはわからないものである。また、弁護士へ裁判に至るまでに複雑化した問題を一から相談するだけで多額の費用がかかるため、裁判に対し不安を抱えたままになってしまう。

2.2 既存研究の概要と問題点

2.2.1 既存研究の概要

2.1 節で述べたように裁判にはその性質上、時間が掛かってしまうという問題点がある。この問題点の解決策として、過去の判例から特定の判決結果につながるパターンを抽出し、弁護士と裁判官にとって有効な支援ツールの構築を目的とした研究がある[1]。この研究では、判決文章の内容のみに基づいて裁判所が決定した判決結果を予測することを行っている。これにより判決文の事実背景が記されている項目が結果予測に最も影響を及ぼすことが示されている。

2.2.2 既存研究の問題点

2.2.1 項の既存研究では欧州人権裁判所で下された判決結果の事例を用いている。この事例の多くは集団と国家による裁判であり、複数の人に関わり、証拠、証人も多岐にわたるなどして複雑化する可能性を抱えており、そのような事例では裁判が長期化する傾向がある。それゆえ支援ツールが裁判の時間短縮につながるのか分かりにくい点が挙げられる。また、システムとしての対象も規模が大きく一般の人は扱えないことも挙げられる。

2.3 解決のためのアプローチ

裁判は争いごとの解決する過程では最後の方法として位置づけられており、用いる場合、かなり切迫した状況であることが考えられる。そのような状況において 2.1.3 項で述べたような不安を抱え込んでしまうと解決するまでの時間をより多く取られる。そこで本研究では、まず一般市民に近い事例として家事事件を対象として扱う。家事事件とは家庭内での紛争のことを指し、感情的な対立が原因になることが多く、一般の人々にとって日々の生活の中でトラブルとして生じやすいと考えられるからである。

そして 2.1 節、2.2 節の問題点を解決法として、訴訟する裁判が勝てるかどうかの目処を大雑把に示すだけでも、市民の裁判に対する不安を和らげることができるのではないかと考え、支援ツールを提案する。

第3章 基本事項

3.1 裁判に関する事項

3.1.1 裁判所の審級制度

日本では公平で誤りがない裁判を行なうため、裁判を受ける人の人権を守るために三審制度，すなわち，第一審，第二審，第三審の三つの審級の裁判所を設け，当事者が望めば，原則的に3回までの反復審理を受けられるという制度になっている．第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は，第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ，第二審の裁判所の判決にも不服のある当事者は，更に第三審の裁判所に不服申立て（上告）をすることができる．この審級関係において上位にある裁判所を上級裁判所，下位にある裁判所を下級裁判所といい，不服申立ての控訴と上告は併せて上訴と呼ばれる．個々の裁判所は，それぞれ独立して裁判権を行使し，たとえ下級裁判所であっても上級裁判所の指揮監督を受けることはないが下級裁判所の裁判に不服のある当事者から上訴があった場合，上級裁判所は下級裁判所の裁判の当否を審査する権限を有し，当該事件に関する限り，上級裁判所の判断が下級裁判所の判断より優先し下級裁判所を拘束することになる．このような制度を審級制度と呼んでいる．三審制の仕組みを図2に示す．上訴を提起する当事者は，控訴人，上告人と呼ばれるが，原告と同一人とは限らないことがある．

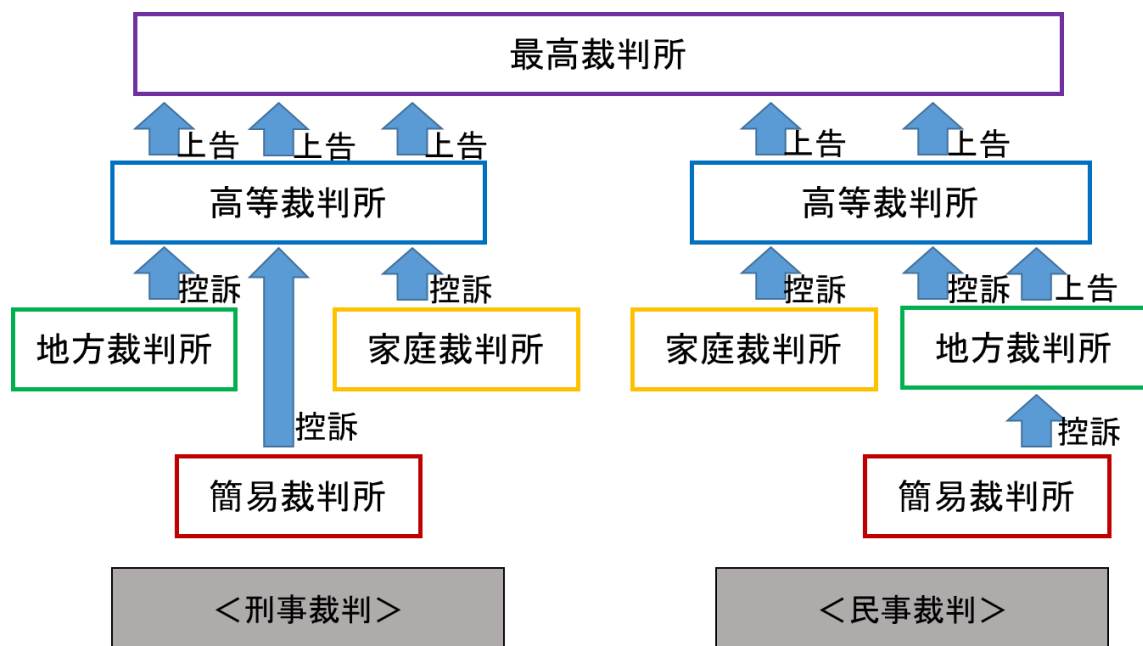


図2 三審制の仕組み

3.1.2 判決文の構成

裁判の結果を知らしめる判決は判決書（以下判決文とする）として記録される。基本的な判決文の構成としては、「主文」、「事実及び理由」、「結論」の3つの章で構成され、「事実及び理由」の章は訴訟の内容にもよるが、「請求」、「争点」、「当事者の主張」、「裁判所の判断」といった節に分けることができる。判決文の構成を図2に示す。「事実及び理由」の段落から頻出される単語、判断に際して適用された法律に着目する。

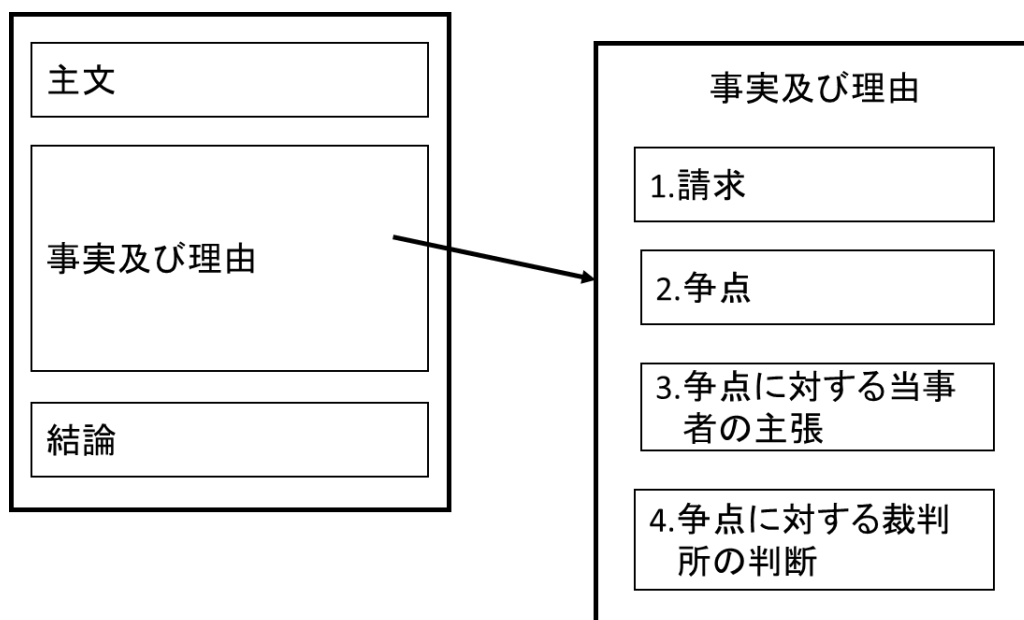


図2 判決文の構成

3.1.3 離婚の方法

離婚を行なうには、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚の4つの形態がある。離婚を行なう方法を図3に示す。協議離婚とは夫婦の合意と離婚届の提出によって成立する方法であり、90%以上の組がこの方法で済ませている。次の調停離婚は、片方が離婚に同意しない、あるいは、合意はしたがその条件について合意できない場合に家庭裁判所の調停委員の仲介によって解決を図る方法である。その際、わずかな意見の食い違いによって話がまとまらない場合は裁判所が調停に代わる離婚の審判を行なうことがある（これを審判離婚という）がこの効力は弱いため滅多に行われず、裁判離婚の方法を採ることが多い。裁判離婚に至り、判決で認められるためには法律で定められた次の5つの離婚事由が必要である。

- ① 配偶者に不貞な行為があったとき
- ② 配偶者から悪意で遺棄されたとき
- ③ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
- ④ 配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき
- ⑤ その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき

また、原則として離婚原因をつくった責任がある人（有責配偶者）からの離婚請求は認められていないが、次の場合には認める場合がある。

- ① 夫婦の別居期間が相当長期に及んでいる
- ② 未成年の子供がない
- ③ 離婚によって相手方が社会的・経済的・精神的に苛酷な状態におかれるおそれがない

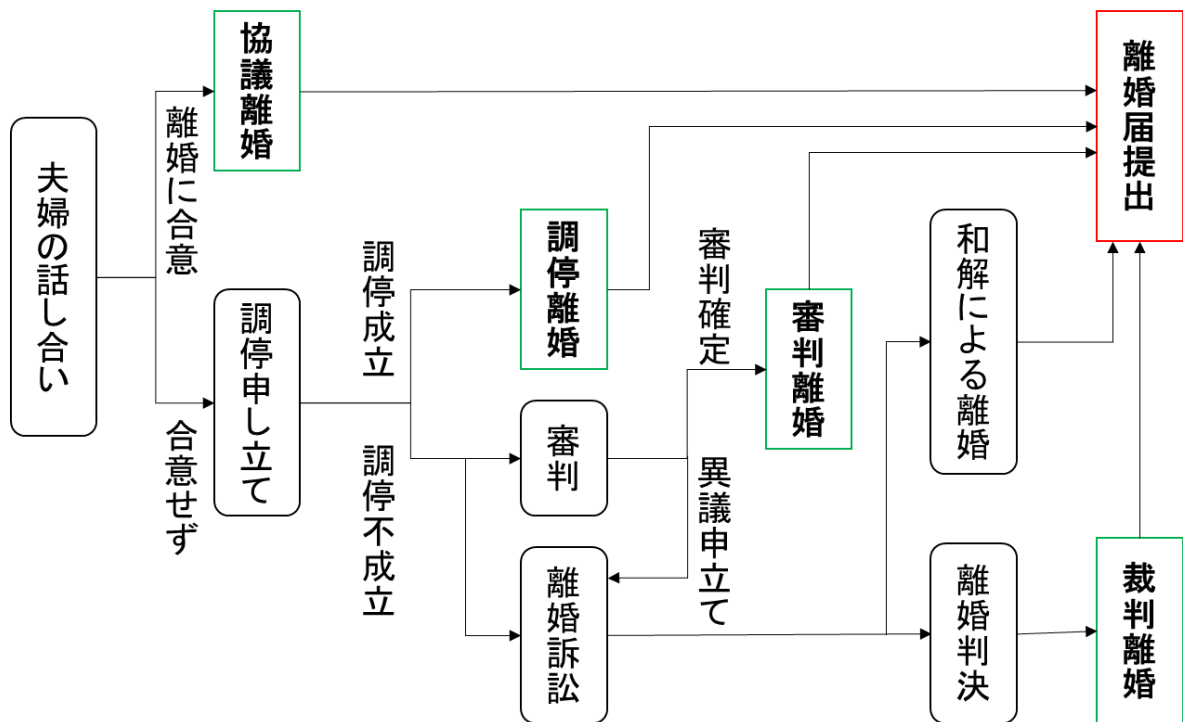


図3 離婚を行なう方法

3.2 ナイーブベイズ分類器

ナイーブベイズ分類器 (Naive Bayes classifier) とは、ベイズ推定に基づく機械学習手法 [5] である。与えられた訓練データをもとに分類器を作成し、テストデータの各クラス $\omega_i (i = 1, \dots, c)$ に対する確率を推定する。ある特徴ベクトル \mathbf{x} が与えられたとき、一番もっともらしいクラス C_{MAP} は以下のようになる。

$$C_{MAP} = \underset{i}{\operatorname{argmax}} P(\omega_i | \mathbf{x}) \quad (1)$$

この式にベイズの定理を適用すると、次の式が得られる。

$$C_{MAP} = \underset{i}{\operatorname{argmax}} \frac{P(\mathbf{x} | \omega_i) P(\omega_i)}{P(\mathbf{x})} \quad (2)$$

ここで、式(2)の右辺の分母は、クラス番号 i を変化させても一定であるため、右辺全体が最大となるクラス番号 i を求める際には、その値を考慮する必要がなくなる。したがって、事後確率を最大とするクラス番号 i を求める式は次のようにできる。

$$C_{MAP} = \underset{i}{\operatorname{argmax}} P(\mathbf{x} | \omega_i) P(\omega_i) \quad (3)$$

式(3)右辺の第1項の条件付き確率 $P(\mathbf{x} | \omega_i)$ を、尤度と呼び、あるクラス ω_i から特徴ベクトル \mathbf{x} が出現する尤もらしさを表す。したがって、事後確率が最大となるクラスは、尤度と事前確立の積を最大とするクラスを求めることによって得られる。

ここで、特徴ベクトル \mathbf{x} を多次元ベクトルとして要素に分けて表記すると、次のように表される。

$$P(\mathbf{x} | \omega_i) = P(x_1, \dots, x_d | \omega_i) \quad (4)$$

さらに、式(4)で表される各特徴は他の特徴とは独立に値を決定するものと仮定すると、特定の特徴において、特定の値をとるデータをクラスごとに一定量集めることになるので、パラメータの数を少なくできる。これを式(3)に適用させ、ラベル特徴に対する表記から数値に対する確率密度関数 $p(x_j | \omega_i)$ に置き換えると識別結果 C_{NB} は以下のようになる。

$$C_{NB} = \underset{i}{\operatorname{argmax}} P(\omega_i) \prod_{j=1}^d p(x_j | \omega_i) \quad (5)$$

このアルゴリズムを用いて訓練データから分類器を作成しテストデータのクラス推定を行なう。

第 4 章 提案手法

一般市民に対してより身近なテーマの一例として離婚問題に関する判例文を用いる。これにより、庶民にとってシステムが情報収集の手段として活用できる類似パターンの抽出を目的とする。

提案する手法はまず、離婚訴訟を取り扱った判決文から判決に関連する要求を選出して、シンボルを次元とするベクトルを設計する。次に、各判決文の特徴ベクトルの次元と判決文を照らし合わせ、当てはまる箇所を 1、それ以外を 0 とする特徴ベクトルを作成する。教師データとして、主文から離婚が成立していたら 1、それ以外なら 0 とする、多数の判決文から教師あり学習データを作成し、ナイーブベイズ分類器による機械学習を行なう。学習後の分類器に未知の特徴ベクトルを入力することで離婚の可否を識別する。

この提案システムを用いることにより、一般市民でも特徴ベクトル作成用の UI から離婚裁判での重要な項目（ベクトルの次元）と、識別結果からある程度の勝敗の目処を簡単に知ることができる。

第 5 章 実験と考察

提案する判決文から選出した要素の重要度，妥当性を確認する．

5.1 実験の概要

以下に実験の詳細を示す．

I) 対象データ

裁判所ウェブサイト[4]に掲載されている離婚請求に関連した判例 20 本を実験に用いた．なお，使用した判例は付録の表 A.1 に示す．

II) 実験環境

実験機材として，PC は Gateway 社製の ES19C-A52C/S(OS : Ubuntu 16.04LTS)，プログラミング言語には Python を用いた．また，ナイーブベイズ識別器を用いるためのソースコード[5]を使用した．

5.2 実験方法

20 本の判例から選出した要素をもとに，1 と 0 で構成される特徴ベクトルを作成する．作成したデータのうち，1 つをテストデータとし，残りをナイーブベイズ分類器に学習させ，テストデータを判定させる操作をすべての判例がテストデータとなるように 20 回繰り返した．次に，要素を 1 つ減らした場合と 2 つ減らした場合でナイーブベイズ分類器に学習させ正解率が変化するかどうか実験を行なった．

5.3 実験データ

判例 20 本から選出した要素は次のとおりである．

- 別居期間はどのくらいか
- 暴力はあったか
- 病気を患っているか
- 不貞行為があったか
- 婚姻期間はどのくらいか
- 訴訟した側が有責側であるか

- 既に別の内縁関係を持っているか
- 未成熟な子供がいるか

これをもとに作成した特徴ベクトルを表 5.1 に示す。また、上告審，控訴審における判決文は 3.1.1 項の通り当事者に対する表現が変わる場合があるが最初の訴訟時の立場でカウントしている。

表 5.1 各判決文の特徴ベクトル

No.	別居0～5年未満	5～10	10～15	15～20	20～	暴力(原告)	暴力(被告)
1	0	1	0	0	0	0	0
2	1	0	0	0	0	0	0
3	1	0	0	0	0	0	0
4	1	0	0	0	0	0	0
5	0	1	0	0	0	1	0
6	0	0	0	1	0	0	0
7	0	1	0	0	0	0	0
8	1	0	0	0	0	0	1
9	1	0	0	0	0	0	0
10	0	0	1	0	0	0	0
11	1	0	0	0	0	0	1
12	0	1	0	0	0	0	0
13	1	0	0	0	0	0	1
14	0	0	1	0	0	0	0
15	0	1	0	0	0	0	0
16	0	0	0	1	0	0	0
17	0	1	0	0	0	0	0
18	0	0	1	0	0	0	0
19	0	0	0	1	0	0	0
20	0	0	0	0	1	0	0

病(原告)	病(被告)	不貞行為 (原告)	不貞行為 (被告)	婚姻0~10 年未満	10~ 20	20~ 30	30~ 40	40 ~
0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	1	1	0	0	1	0	0	0
0	0	1	1	0	1	0	0	0
1	0	0	0	1	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	1	0	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0
0	0	1	0	0	0	0	0	1
0	0	1	0	1	0	0	0	0
0	1	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	1	0	1	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0
0	0	1	0	0	0	1	0	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0
0	1	0	0	0	1	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	1	0
0	1	1	0	0	0	0	0	1

有責か	別内縁 関係	未成 熟子	結果
0	0	1	0
1	0	1	0
1	1	1	1
0	0	1	1
0	0	0	1
1	0	0	0
1	0	0	0
0	0	0	1
1	0	1	0
1	0	0	0
0	0	1	1
1	0	1	0
0	0	1	1
1	1	1	1
1	0	0	1
1	1	0	1
1	0	0	0
1	0	0	1
1	0	0	1
0	1	0	1

5.4 実験結果 1

ここで、ナイーブベイズ分類器の特徴ベクトルに仮定する最適な分布を使用するため、正規分布、ベルヌーイ分布、多項分布の3つの代表的な分布で表2の特徴ベクトルをleave-one-out method法で交差検証を行なった。結果を表5.2に示す。

表 5.2 分布ごとの正解率の比較

	正しく 1 と判定	正しく 0 と判定	正解率(%)
正規分布	8	4	60
ベルヌーイ	6	3	45
多項分布	6	4	50

確率密度関数を正規分布として仮定した場合が最も正解率が高いことがわかった。

5.5 実験結果 2

次に、表5.2の特徴ベクトルから要素を最大2つまで減らして交差検証を行なった。要素を1つ減らして行ったその正答率を表5.3に示す。なお、特徴ベクトルに仮定する分布は実験1の結果より正規分布を仮定した。

表 5.3 1要素減らした正答率

減らした要素	正解率(%)
なし	60
別居	65
暴力	55
病	55
不貞行為	60
婚姻	65
有責	65
内縁	45
未成熟	60

さらに要素を2つ減らして行った結果を表5.4に示す.

表5.4 2要素減らした正解率

減らした要素	正解率(%)
別居と暴力	60
別居と病	60
別居と不貞	65
別居と婚姻	75
別居と有責	70
別居と内縁	50
別居と未成熟子	65
暴力と病	45
暴力と不貞	55
暴力と婚姻	55
暴力と有責	60
暴力と内縁	40
暴力と未成熟子	55
病と不貞	55
病と婚姻	60
病と有責	60
病と内縁	40
病と未成熟子	55
不貞と婚姻	65
不貞と有責	65
不貞と内縁	45
不貞と未成熟子	60
婚姻と有責	70
婚姻と内縁	45
婚姻と未成熟子	65
有責と内縁	50
有責と未成熟子	65
内縁と未成熟子	45

表5.3と表5.4の結果から「内縁関係があるか」の要素を減らした場合、どの組み合わせでも正解率が低くなることから、比較的他の要素よりも重要であると考えられる。一方で、「有責側であるか」の要素を減らした場合正解率が上がることから、不要な要素として考えられる。また、「別居期間」、「婚姻期間」の2つを減らした場合も正解率が上がるが、これはこの要素が複数の特徴ベクトルをもっていたことからこの2つのいずれかが減らす要素として組み合わせられた場合とそうでない場合で分類の度合いに差ができてしまったためではないかと考えた。

第 6 章 結論

本研究では、一般市民にとって離婚裁判における重要な項目を提案した。まず、一般市民視点からの民事裁判における問題点を考察し、次に離婚裁判の判決文から要素を選出し、ナイーブベイズ分類器にかけるため、シンボルを次元とする特徴ベクトルを作成した。さらに分類に仮定する最適な分布を用いるための事前実験を行ない、正規分布が本研究に最も適しているという結果を得た。正規分布を仮定し、分類を行なった結果、「既に別の内縁関係をもっているか」が最も重要な要素として挙げられ、「別居期間」、「婚姻期間」、「有責側であるか」の要素以外の 5 つの要素が離婚裁判において関連する有効な要素であると考えられる。したがって、離婚裁判を起こすために重要な項目として、一般市民に提案することができる。また、勝敗の目処についても上記の 3 要素を減らした場合、8 割の正解率となったため判断できるものとする。

今後の課題として、機械学習で分類させるには十分でないデータ量であり、より正確に推定するためには、有料の判例データベースなどを訪れ、データの母数を増やすことで精度を向上させることが期待できる。また、「別居期間」、「婚姻期間」など多数の特徴ベクトルを持つような要素もあることから、特徴ベクトルごとの重みを変化させる必要があると考えられる。

謝辞

本研究を進めるにあたり，ご指導を頂いた卒業論文指導教員の三好力教授に感謝いたします。また，日常の議論を通して多くの知識や示唆を頂いた三好研究室の皆様，友人，知人の皆様 に感謝いたします。

参考文献

[1] Nikolaos Aletras, Dimitrios Tsarapatsanis, Daniel Preoțiuc-Pietro, Vasileios Lampos, ” Predicting judicial decisions of the European Court of Human Rights: a Natural Language Processing perspective”, PeerJ Computer Science,(2016)

[2]民事訴訟の提起から判決までの流れ

URL <https://www.komonhiroba.com/debt-collection/civil-litigation-flow.html>

[3]裁判の迅速化に係る検証に関する検討会 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」

URL http://www.courts.go.jp/vcms_lf/hokoku_07_gaiyou.pdf

[4] 裁判所ウェブサイト

URL <http://www.courts.go.jp/>

[5] 荒木雅弘(2014) 「フリーソフトではじめる機械学習入門」 森北出版

[6] scikit-learn によるナイーブベイズ分類器

URL <https://qiita.com/ynakayama/items/ca3f5e9d762bbd50ad1f/>

付録 A

表 A.1

使用した判決文	事件番号等
001_034449_hanrei	平成 17(受)1793 離婚等請求本訴, 同反訴事件 平成 19 年 3 月 30 日 最高裁判所第二小法廷 判決 その他 東京高等裁判所
002_062600_hanrei	平成 16(受)247 離婚等請求事件 平成 16 年 11 月 18 日 最高裁判所第一小法廷 判決 破棄自判 広島高等裁判所
003_003137_hanrei	平成 15(ネ)270 離婚本訴, 同反訴請求控訴事件 平成 16 年 3 月 23 日 名古屋高等裁判所 名古屋地方裁判所 岡崎支部
004_006980_hanrei	平成 14(夕)126 離婚等請求事件 平成 15 年 5 月 30 日 神戸地方裁判所
005_003186_hanrei	平成 14(ネ)1043 離婚等請求控訴事件 平成 15 年 5 月 28 日 名古屋高等裁判所 津地方裁判所 伊勢支部
006_006996_hanrei	平成 14(夕)78 離婚請求事件 平成 15 年 5 月 8 日 神戸地方裁判
007_003208_hanrei	平成 13(ネ)1108 離婚請求控訴 平成 15 年 2 月 21 日 名古屋高等裁判所
008_008024_hanrei	平成 13(夕)26 離婚等請求 平成 15 年 2 月 18 日 岡山地方裁判所
009_008039_hanrei	平成 13(夕)61 離婚請求 平成 14 年 11 月 15 日 岡山地方裁判所
010_008071_hanrei	平成 13(夕)19 離婚請求本訴, 慰謝料請求反訴 平成 14 年 6 月 4 日 岡山地方裁判所 棄却
011_003290_hanrei	平成 12(ネ)193 離婚請求控訴 平成 14 年 2 月 27 日 名古屋高等裁判所
012_007308_hanrei	平成 13(夕)63 離婚等請求 平成 13 年 12 月 6 日 神戸地方裁判所
013_007331_hanrei	平成 12(夕)114 離婚等請求 平成 13 年 11 月 5 日 神戸地方裁判所
014_062731_hanrei	平成 5(才)950 離婚 平成 6 年 2 月 8 日 最高裁判所第三小法廷 判決 棄却 大阪 高等裁判所
015_076103_hanrei	平成 1(才)1039 離婚等 平成 2 年 11 月 8 日 最高裁判所第一小法廷 判決 破棄差戻 東京高等裁判所
016_062386_hanrei	昭和 63(才)316 離婚請求本訴, 財産分与等請求反訴事件 平成元年 9 月 7 日 最高裁判所第一小法廷 判決 破棄差戻 大阪高等裁判所

017_062373_hanrei	昭和 62(才)839 離婚等請求事件 平成元年 3 月 28 日 最高裁判所第三小法廷 判決 棄却 東京高等裁判所
018_062374_hanrei	昭和 62(才)843 離婚請求事件 昭和 63 年 12 月 8 日 最高裁判所第一小法廷 判決 棄却 東京高等裁判所
019_062372_hanrei	昭和 62(才)721 離婚請求事件 昭和 63 年 4 月 7 日 最高裁判所第一小法廷 判決 破棄差戻 大阪高等裁判所
020_062363_hanrei	昭和 62(才)1001 離婚請求事件 昭和 63 年 2 月 12 日 最高裁判所第二小法廷 判決 破棄差戻 福岡高等裁判所